

G P I F、クラスター爆弾製造の米企業の株保有

朝日新聞 2017年4月7日

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が、広範囲に小型爆弾をまき散らすクラスター爆弾をつくる米国企業の株式を保有していることが7日、分かった。日本も批准する国際条約で製造が禁じられているが、G P I Fが製造企業の株を持つことはできるという。

民進党の長妻昭氏の質問主意書に政府が明らかにした。この企業は「テキストロン社」で、G P I Fが2015年度末時点で約192万株を保有する。答弁書では「クラスター爆弾を製造する企業の株式保有を禁止していない」とした。同社は昨年、爆弾製造の中止方針を発表している。

G P I Fの投資先は、運用を一任した専門機関が判断して決めている。厚生労働省によると、政府やG P I Fの恣意（しい）的な判断が入らないようにするために、個別銘柄への投資をやめるよう指示もしないという。同省担当者は「企業経営に影響を与えないようにするためだ」と説明している。

しかし、クラスター爆弾は紛争が終わっても住民が不発弾に巻き込まれる非人道性が問題視され、2010年に禁止条約が発効。米国は批准していないが、日本は署名した。スウェーデンなどでは、武器製造に関わるなど特定の企業の株式を公的年金の投資対象から外す措置を講じている。（井上充昌）

G P I F 爆弾製造会社の株式保有は禁止されず 政府答弁書

NHK4月7日

政府は、公的年金の積立金を運用しているG P I F＝年金積立金管理運用独立行政法人が、クラスター爆弾を製造している企業の株式を保有しているとする質問主意書に対し、こうした企業の株式の保有は法律上禁止されていないとする答弁書を決定しました。

この答弁書は、民進党の長妻元厚生労働大臣が提出した質問主意書に対するもので、7日の閣議で決定されました。

長妻氏の質問主意書では、G P I F＝年金積立金管理運用独立行政法人が、平成27年度末の時点で、国内で製造が禁止され、国際的にも使用、開発などが禁止されているクラスター爆弾を製造している「テキストロン社」の株式をおよそ192万株保有しているとして、政府の見解を求めています。

これに対し、政府は答弁書の中で、「わが国ではクラスター弾等禁止法で、製造の禁止や所持などの規制を定めているが、G P I Fが、クラスター爆弾を製造している外国企業の株式を保有することを禁止しているものではない」としています。

一方で、「諸外国では特定の企業の株式を公的年金の積立金の運用における投資の対象外と

する措置を講じている事例があると承知している」としています。

GPIFはNHKの取材に対し、「法律上、運用にあたって、個別の株式の銘柄の選定は委託した運用機関が決めることになっており、みずから選ぶことはできない」としています。

年金運用資金 クラスター弾製造の米武器会社にも

東京新聞 2017年4月8日

公的年金の積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、人道的見地から国際条約や法律で禁止されているクラスター（集束）弾を製造する米国企業の株式を保有していることが七日、分かった。

クラスター弾は空中で多数の子爆弾をばらまくため、殺傷力が高く民間人の被害も絶えない。日本でも製造や所持は法律で禁止されているが、政府は同日、「製造する企業の株式を保有することは禁止されていない」との見解を閣議決定した。民進党の長妻昭衆院議員の質問主意書に答えた。

GPIFが投資しているのは「テキストロン社」。二〇一五年度末の時点で約百九十二万株を保有していた。同社は昨年、クラスター弾の製造を中止する方針を明らかにしている。GPIFの担当者は「国内外の株式市場全体に投資しており、一部の企業を対象から除くことはできない仕組みになっている」と話した。

遺族年金 一転支給へ 同居女性に「生計同一」認める

日本経済新聞 2017/4/8

岡山県在住の50代の女性が2014年5月に申請し、認められなかった遺族厚生年金について、厚生労働省が今年3月に一転して不支給処分を取り消し、支給する方針を示したことが7日、分かった。厚労省が一度決定した処分を変更するのは異例。

女性は妻子と離れた男性と約25年間同居。男性は認知症になり、妻と同じ介護施設に入所して数年後に亡くなった、という事情があった。

遺族年金を受け取るには、被保険者の死亡時に、その人によって生計を維持されていたという「生計同一要件」などを満たす必要がある。女性は男性名義の衣料店を引き継いで収入を得ていたが、厚労省は、男性が妻と家族関係を再構築し、女性との間の同一要件は認められないとしていた。

女性は不支給処分の取り消しを求めて昨年、岡山地裁に提訴。男性が亡くなる数カ月前に金融機関から運転資金の融資を受けた事実を新たに示した。男性が仕入れた商品が残っていた店への融資が実行され、経営できたとの主張で、厚労省は3月14日に女性側に処分を見直す旨を伝達した。

女性の代理人を務める作花知志弁護士は「認知症前の生活が総合的に評価された。生計同一関係の基準が緩和される先例になるのでは」と話した。

訴状などによると、女性は1983年ごろから男性と同居。認知症発症後の2010年、子どもらが住民票を移して施設に入所させ、妻が12年、男性は13年に死亡した。〔共同〕

遺族年金、一転支給へ 認知症で別居の女性訴え認める

産経ニュース 2017.4.8

妻子と離れた男性と約25年間同居したが、男性は認知症になり、妻と同じ介護施設に入所して数年後に亡くなった。こうした事情を持つ岡山県在住の50代の女性が平成26年5月、遺族厚生年金の支給を申請したところ認められず、厚生労働省が今年3月に一転して不支給処分を取り消し、支給する方針を示したことが7日、分かった。

遺族年金の受給には被保険者の死亡時に、その人によって生計を維持されていたという「生計同一要件」などを満たす必要がある。女性は男性名義の衣料店を引き継いで収入を得ていたが、厚生労働省は、男性が妻と家族関係を再構築し、女性との間の同一要件は認められないとしていた。

女性は不支給処分の取り消しを求めて昨年、岡山地裁に提訴。男性が亡くなる数カ月前に金融機関から運転資金の融資を受けた事実を新たに示し、厚生労働省は3月14日、女性側に処分を見直すことを伝達した。

女性の代理人の作花知志弁護士は「認知症前の生活が総合的に評価された」としている。

公的年金2年ぶり黒字 16年度、民間試算

日本経済新聞 2017/4/6

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が運用する2016年度の公的年金の運用実績が、2年ぶりの黒字に転換した。野村証券の西川昌宏チーフ財政アナリストの試算によると、通期の運用益は約7兆6千億円。トランプ米大統領の経済政策への期待感から株価上昇や円安が進んだためだ。ただ足元ではトランプ相場の停滞感も広がりつつあり、先行きは不透明だ。

通期では国内株で約4兆5千億円、外国株で約4兆1千億円の利益を上げた。逆に国内債券は約4千億円、外国債券は約7千億円の運用損を計上。米国などで長期金利が上昇（債券価格は下落）した影響が大きかった。

GPIFは7月7日に16年度の通期実績を発表する。10～12月期の収益は10兆4973億円と四半期では過去最高だった。トランプ大統領の経済政策への期待を背景にした株価上昇や、円安による外貨建て資産の価格上昇が追い風となった。

ただ17年1～3月期は約500億円の赤字の見通し。市場ではインフラ投資の拡大や大規模な減税を伴う税制改革など、トランプ大統領の政策の実現性を疑問視する見方が広がる。西川氏は「実行力に不透明感が強まりつつある」と指摘する。

税・社会保険、変更点を月別に点検 女性就労など支援 育休給付、最大6カ月延長

日経 2017/4/9

4月。新年度入りで制度が変わったり、手続きが新たに始まったりする。ただ社会保険や税金などでは年度の途中で変わるものが意外に多く、特に女性の就労や子育てを支援する見直しが目立つ。月別にみてみよう。

2017年度の途中で変わる主な制度

2017年6月	年収1200万円超で住民税の給与所得控除が縮小
8月	70歳以上の高額療養費制度見直し
	高額介護サービス費見直し
	40～64歳の介護保険料で総報酬割を導入
	年金の受給資格期間が25年から10年に短縮
9月	厚生年金保険料率を引き上げ
10月	療養病床に入院する65歳以上の光熱水費を引き上げ
	育児休業給付の延長
	役所の手続きをマイナンバーで簡素化
18年1月	配偶者控除見直し
	個人型DCの掛け金が月単位から年単位へ
	教育訓練給付を拡充
	積み立てNISAスタート

【6月】2017年度の年金額の支払いが始まる。支給額は前年比0.1%の減少。この時期になると「前年と比べ金額が減ったのはなぜか、引かれる金額が増えたのはどうしてか」といった問い合わせが増える」と社会保険労務士の望月厚子氏は話す。

住民税は前年1～12月の所得に課税され、6月から翌年5月に分けて納める。新社会人が入社後しばらく住民税が課されないのは、前年の所得がないため。2年目の6月から負担するので、前月より手取りが減るのが一般的だ。また個人や世帯の前年の所得はこの時期にほぼ固まる。

【8月】医療・介護の制度見直しが相次ぐ。特に高齢者向けが目立つ。例えば70歳以上の高額療養費制度。医療費の自己負担が上限額を超えた分を払い戻すが、上限額が一部で引き上げになる。

雇用保険では基本手当日額などが毎年8月に変更される。年金制度では老齢年金の受給資格期間短縮を定めた改正法が施行される。これまでは保険料を25年以上納めなければ原則1円ももらえなかったが、10年に短縮される。

【9月】厚生年金の保険料率は18.3%（労使折半）に上がり、節目を迎える。04年度の年金制度改革に伴って毎年0.354%上がってきたが、今回で上限に達する。「増える保険料負担にため息をついていた現役世代には朗報だろう」とファイナンシャルプランナー（FP）の八ツ井慶子氏は話す。

【10月】改定後の厚生年金保険料が天引きされた給料が現役世代に支払われる。8月に施行した「10年年金」の支給が該当者に対して始まるのもこの月だ。一方で税と社会保障の共通番号（マイナンバー）を使って役所の手続きを簡素化する時期は7月を予定していたが、先日、10月ごろへの延期が発表された。

雇用保険では育児休業給付が延長される。育休は現在、保育所へ入れないなどの理由があれば子が最大1歳6カ月になるまで取得できるが、2歳までにする。併せて給付金の支給期間も延ばし、育休中の収入を保障する。

【2018年1月】年明け後も様々な制度変更が続く。その一つが配偶者控除の見直し。これも女性の就労拡大を狙いだ。配偶者の収入要件を緩和する一方、世帯主に収入要件が加わる。収入が多いと控除できる金額が減り、増税になるケースもある。

雇用保険の「専門実践教育訓練給付」も給付率などを拡充する。出産・育児で離職した女性の再就職支援に加えて「若年層に収入の基盤を持たせる目的がある」と第一生命経済研究所の柵山順子主任エコノミストは指摘する。

個人型確定拠出年金（DC）では、掛け金が月単位から年単位に変更される。賞与の時期に多く払うこともできるようになり、利用しやすくなるとの指摘がある。